

## 第6章 乗車券の改札及び引渡し

(乗車券の改札)

**第121条** 乗車の目的で乗降場に入場し、また乗降場から出場しようとする者は、所定の乗車券を所持して、係員の改札（自動改札機による改札を含む。以下乗車券の引渡しについて同じ。）を受け、定められた場所から入出場しなければならない。

2 前項の規定によるほか、旅客は、係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券の改札を受けなければならない。当該乗車券の使用が証明書等の携帯を必要とするものであるときの証明書等についてもまた同じ。

(参考)

乗車券の所持	規 則	第10条
旅客の乗車券呈示義務	鉄道営業法	第18条
	鉄道運輸規程	第19条
乗車券の呈示を拒んだ場合の取扱い	規 則	第143条

(乗車券の引渡し)

**第122条** 旅客は、その所持する乗車券が効力を失い、もしくは不要となった場合、またはその乗車券を使用する資格を失った場合は、当該乗車券を係員に引き渡すものとする。

(参考)

乗車券を引き渡さない場合の取扱 規則 第143条

(普通乗車券の改札及び引渡し)

**第123条** 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して改札を受けるものとする。

2 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に引き渡すものとする。

(参考)

旅 行 開 始 規則 第3条

途 中 下 車 同 第87条

(定期乗車券の改札及び引渡し)

**第124条** 定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

2 定期乗車券を使用する旅客は、別に定める場合を除き、定期乗車券の通用期間が満了した際に、直ちに、これを係員に引き渡すものとする。

(参考)

旅 行 開 始 規 則 第 3 条

(特殊割引回数券の改札及び引渡し)

**第125条** 特殊割引回数券を使用する旅客は、旅行を開始する際に当該乗車券を係員に呈示して改札を受け、旅行を終了した際に、これを係員に引き渡すものとする。

(参考)

旅 行 開 始 規 則 第 3 条

(団体乗車券及び貸切乗車券の改札及び引渡し)

**第126条** 団体乗車券または貸切乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際及び下車をする際に、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

2 前項の引率者は、団体旅客または貸切旅客が全行程の旅行を終了した際に、その所持する乗車券を係員に引き渡すものとする。

(参考)

旅 行 開 始 規 則 第 3 条

途 中 下 車 同 第 87 条

(特別車両券の改札及び引渡し)

**第127条** 特別車両券を使用する旅客は、当該列車に乗車したときは、直ちに当該乗車に必要な乗車券とともに、これを係員に呈示してその改札をうけ、また、使用を終了したときは、これを係員に引き渡すものとする。

(自動改札機による乗車券の改札及び引渡し)

**第127条の2** 自動改札機用乗車券(磁気券)を使用する旅客は、旅行を開始する際または旅行を終了した際に、当該乗車券を自動改札機に投入することにより、第123条・第124条第1項及び第125条に規定する係員による改札、または引渡しに代えることができる。